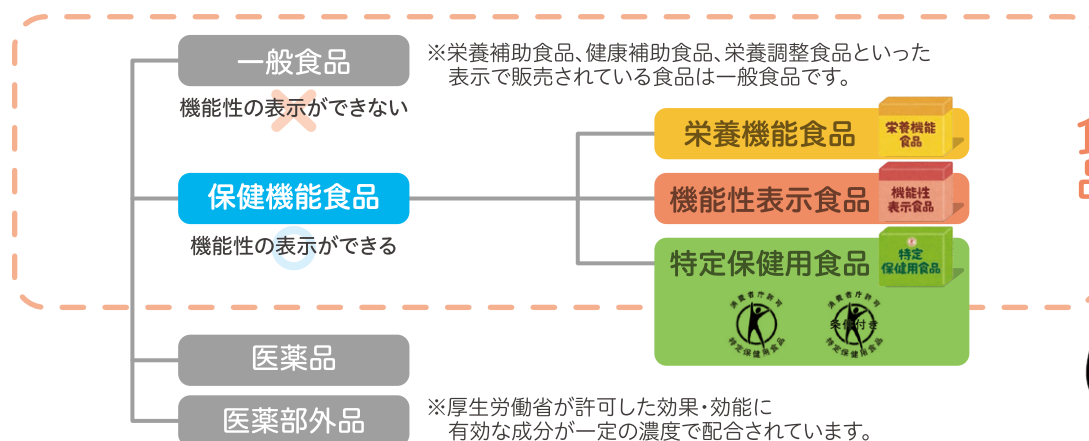


Lesson

保健機能食品とは??

国が定めた安全性や有効性に関する基準などに従って食品の機能が表示されている食品です。保健機能食品には「**栄養機能食品**」、「**特定保健用食品**」、「**機能性表示食品**」の3種類があります。**保健機能食品以外の食品には、食品の機能を表示することはできません。**



食品



国の審査 ▶ 不要

機能性(効果)を表示



※●●にはカルシウム・ビタミンCなどの栄養成分名が表示されています。

表示例

カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。

表示例

糖・脂肪の吸収を抑える

許可・届け出なし
国が定めた表現のみ表示

一日に必要な栄養成分(ビタミン、ミネラルなど)が不足しがちな場合、その補給・補完のために利用できる食品

消費者庁への届け出のみ
事業者責任で表示

事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品

国の審査 ▶ 必要

特定の保健用途を表示



表示例

内臓脂肪を減らすのを助ける

食品ごとに消費者庁が審査・許可
国の審査・許可を得て表示

健康の維持増進に役立つことが科学的根拠に基づいて認められ、「コレステロールの吸収を抑える」などの表示が許可されている食品



パッケージを作る際に、機能性の表現がある場合は
お客様にカクニンしましょう！

